

主 文

- (1) 公共職業安定所長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした、雇用保険の被保険者でなくなったことの確認処分を取り消すとの裁決を求める再審査請求を棄却する。
- (2) 公共職業安定所長が同日付けで再審査請求人に対してした、離職事由を自己都合とする旨の処分を取り消すとの裁決を求める再審査請求を却下する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 再審査請求の趣旨

- (1) 公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした、雇用保険の被保険者でなくなったことの確認処分を取り消す（後記第1事件）。
- (2) 安定所長が同日付けで請求人に対してした、離職事由を自己都合とする旨の処分を取り消す（後記第2事件）。

2 経 過

- (1) 請求人は、A所在のB会社（以下「利害関係者」又は「会社」という。）の派遣労働者として、C所在のD会社において就業していた。
- (2) 会社は、請求人から退職する旨の意思表示を受け、請求人と退職日について面談を実施した後、平成○年○月○日、同年○月○日付けで請求人が雇用保険の被保険者でなくなった旨の資格喪失の届出をした。これを受けて、安定所長は、同年○月○日、請求人が同年○月○日付けで雇用保険の被保険者でなくなったことの確認処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである（以下「第1事件」という。）。
- (4) また、請求人は、安定所長が平成○年○月○日に交付した雇用保険被保険者

資格喪失確認通知書の喪失原因欄が「事業主の都合による離職」となっていないことを不服として、本件再審査請求に及んだものである（以下「第2事件」という）。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 利害関係者の意見の要旨

(略)

第4 原処分庁の意見の要旨

(略)

第5 争点

1 第1事件について

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険の被保険者でなくなったことの確認処分は妥当であると認められるか否かにある。

2 第2事件について

本件の争点は、安定所長が同日付けで請求人に対して交付した雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の喪失原因欄が「事業主の都合による離職」となっていないことは、再審査請求の対象と認められるか否かにある。

第6 審査資料

(略)

第7 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 第1事件について

ア 請求人は、「退職願」という文書は作成したものの、「退職届」なる文書を作成したことはなく、本件退職届は表題の文字が左側に位置がずれていること、本件退職届の作成日は平成〇年〇月〇日と記載されているが、請求人が「退職願」を作成したのは同月〇日であり、齟齬があることなどから、本件退職届は、会社により「退職願」が偽造かつ改ざんされて作成されたものであるとして、請求人が被保険者資格を喪失した日（離職日）は平成〇年〇月

○日であると判断されるべき旨を主張している。当審査会では、請求人の主張を受けて、慎重に検討したところ、以下のように判断する。

イ 平成○年○月○日当審査会開催の本件公開審理に際して、利害関係者が提出した本件退職届の原本には、「一身上の都合により、来る平成○年○月○日をもって退職させていただきます。」との記載がある。当審査会では、当該退職届の体裁、記載内容、手書部分の筆跡の形状及び特徴、更には印影の形状及び色調などにつき、不合理さないしは不自然さがどうかを細かく精査したが、同書面にはいかなる点にも不自然若しくは不合理な点は見受けられず、偽造や改ざんがされたことがうかがわれる形跡を認めることはできなかった。

ウ そのほか、一件資料を精査しても、会社が本件退職届を偽造若しくは改ざんする意図ないしは事情も認めることができなかった。

エ 請求人は、①退職届又は退職願に係る書面を作成したのは平成○年○月○日であること、②会社が用意した書面に、氏名を自ら記入し、請求人の氏名の右脇の印影も請求人が持参していた印鑑を自ら押捺して顕出したこと、③本件退職届中の氏名・派遣先・スタッフナンバー・「一身上の都合」などの手書部分は請求人の筆跡であることは認めている（公開審理における請求人の申述）。

オ なお、請求人が離職日であると主張する日に関する申述は、平成○年○月○日、同年○月○日、同月○日と変遷してきており、曖昧であって、その申述には一貫性がないといわざるを得ない。

カ 以上の諸点に照らせば、本件退職届が偽造若しくは改ざんされたものであるとの請求人の上記主張は採用することができず、本件退職届は、利害関係者が前記「第3 利害関係者の意見の要旨」で述べるとおりの経緯により作成されたものであるというべきであり（公開審理における利害関係者代理人の申述）、当審査会としては、請求人の意思に基づいて真正に作成された文書であると判断する。したがって、離職日は平成○年○月○日であるとの本件処分に誤りはない。

キ なお、請求人は、本件退職届（原本）の鑑定の申立て及び審査官段階における立会審理の状況を録音したICレコーダーの提出の申立てをするが、上記のとおり本件退職届が真正な文書であることは明らかであって、本件処分
の当否を判断するために必要ではないため、上記各申立てはいずれも採用し

ない。

(2) 第2事件について

請求人は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の喪失原因欄が、「事業主の都合による離職」ではなく、自己都合となっている旨を主張して、本件再審査請求に及んでいる。

しかしながら、再審査請求できる処分は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第69条第1項の規定によれば、同法第9条の規定による被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認等に限られることから、上記通知書に記載の喪失原因自体は、再審査請求の対象とはなり得ないものである。

したがって、第2事件に係る再審査請求は、取消対象となるべき審判の対象を欠く不適法なものであり、その欠陥を補正することができないことは明らかであるので、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第10条の規定により却下することが相当である。

3 結 論

以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険の被保険者でなくなったことの確認処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、第1事件に係る再審査請求は棄却し、第2事件に係る再審査請求は却下する。

よって主文のとおり裁決する。